

茨木市地域子育て支援拠点設置運営事業補助団体選考委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助要綱（平成19年8月9日実施）に基づき市が補助金を支給する地域子育て支援拠点の設置運営事業を実施する団体（第2において「運営団体」という。）の選考を適正に行うため、茨木市地域子育て支援拠点設置運営事業補助団体選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営団体の選考基準について検討を行うこと。
- (2) 運営団体を選考すること。
- (3) その他運営団体の選考に関すること。

(組織)

第3 選考委員会は、次の表に掲げる職にある者をもって組織する。

| |
|--|
| こども育成部長 政策企画課長 こども政策課長 子育て支援課長 保育幼稚園 総務課長 その他こども育成部長が指名する理事、副理事又は参事 |
|--|

(委員長等)

第4 選考委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長はこども育成部長の職にある者を、副委員長はこども政策課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 選考委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から実施する。